

# 一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令等について

令和 4 年 6 月  
経 済 産 業 省  
高圧ガス保安室

## 1. 概要

### (1) 改正の概要

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則第 134 号が改正された。

この改正により、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち大型車に用いるものについて充填可能期限が 15 年から 20 年まで延長されること等となるため、一般高圧ガス保安規則等の一部を改正等する。

### (2) 改正を行う法令等

- ・一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）
- ・コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）
- ・国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 28 年経済産業省告示第 184 号。以下「国際容器則細目告示」という。）
- ・高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号。以下「政令関係告示」という。）

## 2. 主な改正の内容

- ①国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち大型車に用いるものについて、充填可能期限を 15 年から 20 年まで延長する。【一般則・コンビ則・国際容器則細目告示】
- ②型式承認を得た容器に関して、設計の一部変更をする場合に要求される試験項目をリスト化する。【国際容器則細目告示】
- ③協定規則第 110 号（天然ガス自動車）、第 134 号（圧縮水素燃料電池自動車）、第 146 号（圧縮水素燃料電池二輪車）の参加国等にパキスタンを追加する。【国際容器則細目告示】
- ④その他必要な改正を行う。【政令関係告示】

以上